

二酸化炭素消火設備に 「基準に適合した閉止弁」の設置が 必要となりました！ (令和5年4月1日施行)

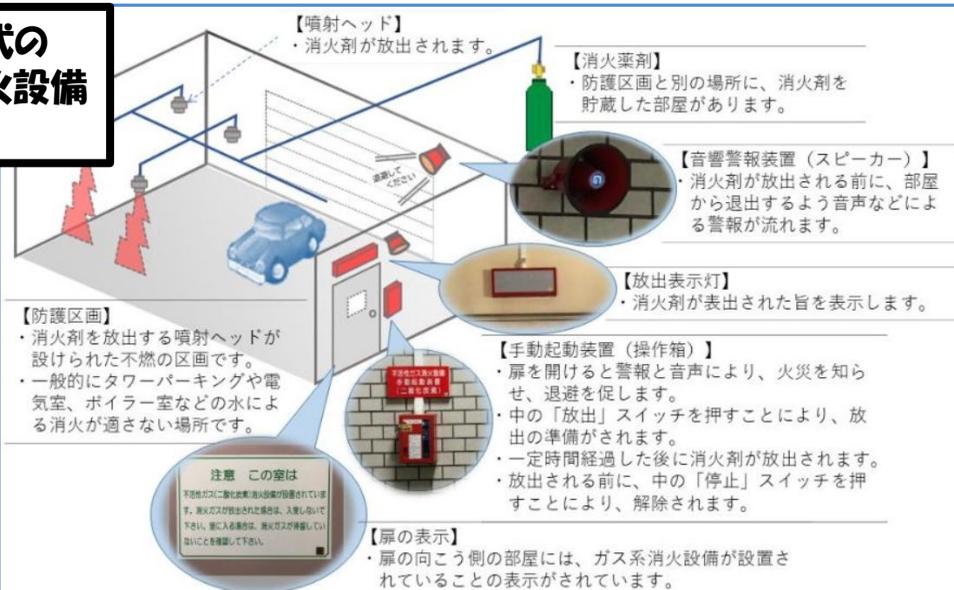
全域放出方式※¹の二酸化炭素消火設備の誤放射による死亡事故が相次いで発生したことから、消防法令が改正され、安全対策の措置として、基準に適合した閉止弁※²の設置が義務化されました。

なお、既に設置されている全域放出方式の二酸化炭素消火設備にも(令和6年3月31日までに)閉止弁の設置が必要です。

※1 全域放出方式：区画された室内全体に消火剤を放出し消火する方式

※2 閉止弁：消火剤を放射するための配管を閉止するための弁(通常時は開放状態)

全域放出方式の 二酸化炭素消火設備 (イメージ)



※ここに記載の他、制御盤や起動容器、圧力スイッチ、閉止弁などがあります。

鶴見消防署 503-0119	神奈川消防署 316-0119	西消防署 313-0119
中消防署 251-0119	南消防署 253-0119	港南消防署 844-0119
保土ヶ谷消防署 342-0119	旭消防署 951-0119	磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119	港北消防署 546-0119	緑消防署 932-0119
青葉消防署 974-0119	都筑消防署 945-0119	戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119	泉消防署 801-0119	瀬谷消防署 362-0119

ご不明な点やご相談は、最寄りの消防署までお問い合わせください。

閉止弁の基準と段階的な措置について

<閉止弁の基準>

- ① 構造及び機能：直接操作等による閉止、操作方向又は開閉位置の表示、開放・閉止信号の発信スイッチの設置等
- ② 材質：弁箱の材質、防錆処理、合成樹脂等
- ③ 耐圧試験：弁箱及び弁を閉止した状態での耐圧試験の基準
- ④ 気密試験：弁を開放した状態及び閉止した状態での気密試験の基準
- ⑤ 作動試験：直接操作又は遠隔操作での開閉及び閉止・開放の信号※の試験基準
※閉止弁から開閉の信号を発するものがない場合は、信号を出すように改修する必要があります。
- ⑥ 等価管長：等価管長の値
- ⑦ 表示：製造者名又は商標、製造年、耐圧試験圧力値、型式記号、流体の流れる方向の表示

<閉止弁の設置時期による段階的措置>

●令和5年3月31日以前に設置した閉止弁

令和5年4月1日からは、閉止弁の基準⑦表示及び次の1～3の全てに適合させる必要があります。

- 1 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置を表示する。
- 2 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示する。
- 3 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉する。

●令和5年4月1日以降に設置した閉止弁

時期によって、信号に関する措置が異なります。

○：措置が必要
△：信号に関する措置は不要

基準	①構造及び機能	②材質	③耐圧試験	④気密試験	⑤作動試験	⑥等価管長	⑦表示
閉止弁設置時期							
令和5年3月31日以前							○
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	△	○	○	○	△	○	○
令和6年4月1日以降	○	○	○	○	○	○	○

(注) ● 令和5年4月1日以降に新築、増改築等の工事を行う建物は、令和6年4月1日以降と同様に、①～⑦の全てに適合させる必要があります。